

警察の留置管理業務

Police Detention
Administration In Japan

警察の留置管理業務

警察庁

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁



留置施設は、主に逮捕された者、勾留された者を留置する施設として、
全国の警察本部や警察署に設置されています。

留置管理業務は、法令により留置施設に留置された者の
逃走や罪証隠滅を防止するという拘禁目的を達成しつつ、
その人権を尊重した適正な処遇を行うことで、
刑事司法手続の適正な遂行に資するものであり、
警察の責務を果たす上で重要な役割を担っています。

目次

第 1	総則	1
1	留置管理業務	1
2	留置施設と被留置者	1
	（1）留置施設の設置主体 （2）被留置者の種別	
3	被疑者の身柄拘束に関する制度の概要	2
	（1）被疑者の逮捕・勾留手続 （2）被疑者の取調べの役割及び重要性	
第 2	代替収容制度と被留置者の人権保障	4
1	代替収容制度	4
2	捜査と留置の分離	5
	（1）留置開始時の告知 （2）留置施設出入場のチェック等	
	（3）起居動作の時間帯の尊重 （4）食事の提供 （5）差入れ、面会、信書の取扱い	
	（6）被留置者の身体検査、所持品の保管 （7）被留置者の護送	
3	留置施設視察委員会制度	7
4	不服申立て制度の整備	8
5	留置施設に対する巡察及び実地監査	9
6	留置担当官等に対する教育及び指導	9
	（1）教育 （2）指導	
第 3	留置施設と被留置者の処遇等	11
1	留置施設と被留置者の処遇	11
	（1）居室 （2）日課 （3）食事 （4）医療及び保健衛生	
2	外部との交通	15
3	女性、少年、外国人被留置者への配慮	15
	（1）女性、少年被留置者 （2）外国人被留置者	
4	留置施設内の規律、秩序を害する者への対処	16
第 4	資料編	16

第1 総則

1 留置管理業務

我が国では、刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設を総称して、「刑事収容施設」と呼んでいます。このうち、警察では「留置施設」を所管し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」といいます。）に基づき、捜査と留置の分離を徹底しつつ、被留置者の人権に配慮した処遇及び施設の改善を推進して、適正な留置管理業務の運営を図っています。

2 留置施設と被留置者

（1）留置施設の設置主体

刑事収容施設法においては、都道府県警察に留置施設を設置することが定められています。

（2）被留置者の種別

留置施設に留置することができる者は、以下のとおりです。

① 被逮捕者

刑事訴訟法等の規定により、都道府県警察の警察官が逮捕した者又は私人逮捕されて警察官に引き渡された者

② 被勾留者

刑事訴訟法等の規定により、留置施設に勾留される者

③ その他法令の規定により留置施設に留置することができることとされる者

刑事訴訟法の規定に基づき鑑定留置される者、特別司法警察職員が逮捕した者等

※受刑者については、原則として留置施設に留置することはできませんが、被逮捕者、被勾留者等の身分がある場合には、留置することができることとなります。



留置施設が設置された警察署



留置施設内の様子

MEMO

刑事収容施設法のあらまし

明治41年(1908年)に制定された監獄法は、被収容者の権利義務に関する規定が不明確で、人権保障の観点等から不十分な内容であったことから、被収容者の権利義務を明らかにし、その人権を尊重しつつ適切な処遇を行うための法整備の必要性が指摘されていました。

その後、まず、受刑者の処遇を中心に監獄法の改正作業が進められ、平成17年(2005年)5月、第162回国会において、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が成立し、引き続き、いわゆる代用監獄制度の在り方を含む未決拘禁者等の処遇に関する改正作業が進められ、平成18年(2006年)6月、第164回国会において改正法が成立するとともに、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改められました。

この法整備により、約100年ぶりに、監獄法は全面改正されることとなりました。

警察の留置施設については、これまで法律に規定のなかった被逮捕者を含め、被留置者のうち大部分を占める未決拘禁者の処遇について必要な規定が整備され、平成19年(2007年)6月に施行されました。



宮城県指定有形文化財「旧登米警察署庁舎」
(警察資料館)



明治時代の留置場（復元）

3 被疑者の身柄拘束に関する制度の概要

（1）被疑者の逮捕・勾留手続

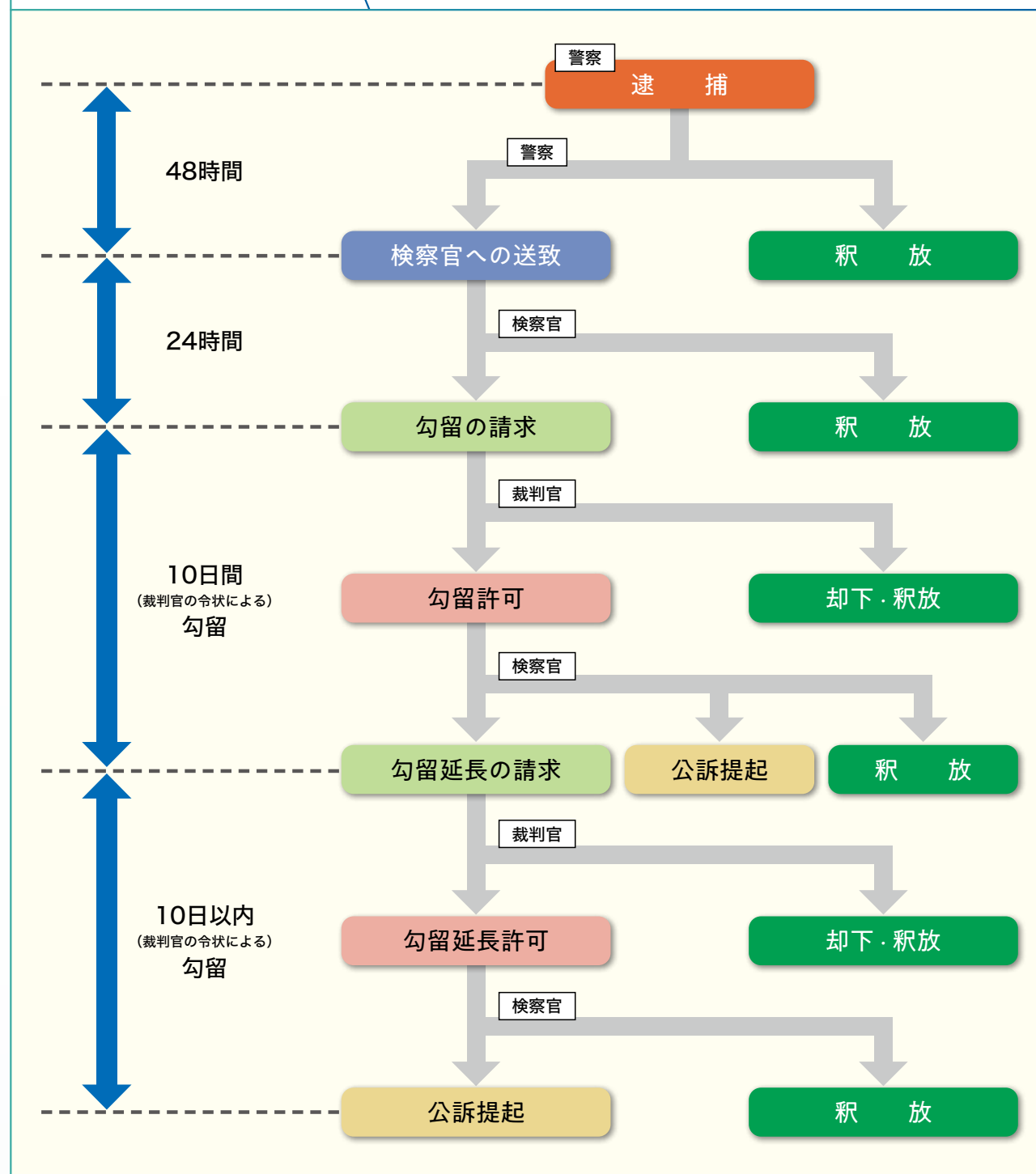
警察官は、被疑者を逮捕した場合に、留置の必要がないと判断したときは直ちに被疑者を釈放し、留置の必要があると判断したときは逮捕の時から48時間以内に被疑者を検察官に送致しなければなりません。

検察官は、被疑者を受け取った後、被疑者の弁解及び警察から送致された証拠を吟味し、留置の必要があると判断したときは、裁判官に勾留の請求を行います。検察官は、被疑者を受け取ってから24時間以内にこの請求を行わなければなりません。裁判官は、被疑者の弁解を聴き、勾留の理由及び必要があると認める場合には勾留状を発付します。

勾留期間は10日間ですが、裁判官は、検察官の請求があり、やむを得ない事由があるとき認めるときは、更に10日以内に限りその延長を行うことができます。

逮捕後の主な流れは図表1（3頁）のとおりです。

図表 1 逮捕後の主な流れ



(2) 被疑者の取調べの役割及び重要性

我が国における被疑者の起訴前の身柄拘束期間は、最長 23 日間ですが、このような限られた身柄拘束期間において行われる捜査は、勾留の基礎となっている当該被疑事実のみにとどまらず、これに関連する情状に関する事実についても捜査を遂げ、その結果、有罪の確信を持つことができ、かつ、公訴提起が相当と思料される者に対してのみ公訴を提起するという厳格な起訴基準に基づく運用がなされています。このため、被疑者の身柄拘束中に行われる捜査では、限られた時間の中で、極めて広範かつ綿密な証拠収集が行われます。

取調べに関しては、被疑者から自ら行った犯行の客観的状況や犯意等の主観的な認識についてはもとより、犯行の原因動機、犯行に至るまでの状況、犯行後の逃走状況、さらには改悛の状況など、細部にわたるまで詳細に聴取し、これらを一つ一つ裏付け捜査により確認し、極めて精緻な立証を積み上げていくこととなり、現在の刑事訴訟の実務上、適正な取調べによって得られた被疑者の供述は、事案の真相を解明する上で極めて重要な役割を果たしています。また、法定刑の幅を広く定められている我が国においては、適正な量刑を科すに当たり、取調べによる情状面の解明が重要な要素となります。

このように、我が国の刑事司法制度における被疑者の取調べが果たす役割・機能は非常に大きいものとなっており、限られた身柄拘束期間内に、広範で細部にわたるまで詳細に取調べを行うことが、必要不可欠なものとなっています。

なお、憲法は「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」として、黙秘権を保障しており、強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白、その他任意にされたものでない疑いのある自白は証拠とすることができません。したがって、公判においても、供述調書の任意性については裁判官により厳格にチェックされています。

第2 代替收容制度と被留置者の人権保障

刑事收容施設法においては、代替收容制度の運用に関して、「捜査と留置の分離」、部外の第三者からなる「留置施設視察委員会制度」、被留置者による「不服申立て制度」の整備等の留置管理業務の透明化に関する措置等の規定も設けられており、被留置者の人権に配慮した処遇を行っています。

1 代替收容制度

被疑者を勾留する裁判官は、刑事訴訟法において、その勾留場所を刑事施設にすることと決められています。

ところで、刑事收容施設法（第 15 条第 1 項）は、刑事訴訟法により勾留される者を「刑事施設に收容することに代えて、留置施設に留置することができる」としており、これにより、裁判官は、警察の留置施設に被疑者を勾留することができます。この警察の留置施設に被疑者を勾留することができる制度を「代替收容制度」といいます。

我が国の刑事司法制度の下では、刑事訴訟法で定められた比較的短期間の勾留期間内に、極めて広範かつ綿密な事項について、被疑者の取調べ、証拠品の提示、被疑者を伴った犯行現場における捜査等を行う必要があります。したがって、被疑者の勾留場所に関しては、捜査機関に近接した場所であること、取調べ室等の設備が十分に整備されていること、という条件を満たすことが求められます。

このような現状に照らすと、刑事收容施設法に基づき、警察の留置施設に被疑者を勾留することができる「代替收容制度」が重要な役割を果たしています。

2 捜査と留置の分離

「捜査と留置の分離」とは、睡眠、食事等の被留置者に係る処遇を捜査に利用してはならないという原則を示したもので、刑事収容施設法（第 16 条第 3 項）に明確に規定されています。

警察では、被留置者の人権を保障するため、昭和 55 年（1980 年）の組織改正により、留置管理業務の所掌を捜査部門から総務（警務）部門に移し、捜査員が留置施設内に留置されている

被留置者の処遇をコントロールすることを禁止するなど、「捜査と留置の分離」を徹底しています。加えて、警察からの独立性を有する留置施設視察委員会制度や被留置者からの不服申立て制度により、「捜査と留置の分離」に関するチェック機能を強化しています。「捜査と留置の分離」に関する具体的措置は次のとおりです。

（１）留置開始時の告知

被留置者には、留置開始時に、処遇に関することはすべて留置担当官が行う（捜査員は関与しない。）旨が告知されます。



留置担当官による告知の様子（模擬）

（３）起居動作の時間帯の尊重

取調べ等の捜査活動は、食事、就寝等の起居動作の時間帯を尊重しつつ、執務時間（通常午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）中に行われるのが一般的です。夕方以降に被疑者を逮捕した場合等で執務時間外に取り調べなければならない事情がある場合でも、留置施設の起居動作の時間帯において定められた就寝時刻（通常午後 9 時ころ）を過ぎてもなお取調べが続いている際には、留置管理部門から捜査部門に取調べの打ち切りを検討するよ

う要請を行うとともに、万一就寝時刻が遅れた場合には翌朝の起床時刻を遅らせるなどの補完措置を執り、十分な睡眠時間が確保されるようにしています。

活動内容	時刻
起床 (Rising)	7:00 ころ
朝食 (Breakfast)	7:30 ころ
運動 (Exercise)	8:30 ころ
昼食 (Lunch)	12:00 ころ
夕食 (Dinner)	18:00 ころ
就寝準備 (Bed preparation)	20:00 ころ
点呼 (Roll call)	
就寝 (Going to bed)	21:00 ころ

起居動作の時間帯を示す掲示板（一例）

（７）被留置者の護送

検事調べや医療等のための被留置者の護送は留置主任官の責任において行われ、戒護員には、留置管理部門の者が指定されます。留置管理部門の者のみでは護送に必要な護送体制をとることができない場合、戒護員には原則として捜査を担当しない部門に属する者が指定され、やむを得ない場合でも、当該被留置者に係る捜査に従事していない者が指定されます。



護送用車両（一例）

留置開始

出入場

起居動作

食事提供等

護送

（２）留置施設出入場のチェック等

留置施設は、被留置者にとって生活の場であり、取調べ等の捜査活動はすべて留置施設の外で行われます。また、捜査員が留置施設に入ることは、被留置者が捜査員に監視されているという圧迫感を感じるおそれがあるため、固く禁止しています。

捜査上の必要から被留置者を留置施設から出場させる際には、捜査員が被留置者の処遇に関与するなどの不適切な取扱いがなされないよう、捜査部門と留置管理部門の両方の責任者がチェックを行っています。また、被留置者の出入場の時刻は留置担当官によって逐一記録され、この記録は裁判官等の要求があれば、公判廷に提出されます。

（４）食事の提供

食事は、被留置者の処遇の中で最も重要なものの一つです。被留置者は留置施設内で食事を摂ることとしており、捜査員が取調べ室で食事を摂らせることはありません。

（５）差入れ、面会、信書の取扱い

差入れ、面会、信書の取扱いは留置管理業務であり、捜査員にその申出がなされた場合にも、必ず留置担当官に引き継ぎます。

（６）被留置者の身体検査、所持品の保管

被留置者の留置開始時等には、被留置者の安全確保と留置施設の秩序維持を図るために必要な限度において、留置担当官が身体検査や所持品検査を実施し、被留置者が凶器や危険物を所持していないことを確認しています。捜査員がこれらの身体検査、所持品検査に立ち会ったり、所持品を保管することは許されません。



差入れ・面会等の受付の様子（模擬）



施錠設備を有する所持品保管庫

3 留置施設視察委員会制度

刑事収容施設法（第 20 条）に基づき、留置施設の運用状況の透明性を高めるため、警察部外の第三者から構成される機関として、留置施設視察委員会（以下「委員会」といいます。）が、都道府県警察本部及び方面本部に設置されています。委員会は、都道府県公安委員会から任命された弁護士等の法律関係者や医師、地域住民等の委員で構成されています。各委員は、留置施設を実際に視察し、被留置者と面接するなどして留置施設の実情を把握した上で、委員会として留置業務管理者（警察署長等）に意見を述べるものとされ、留置業務管理者は、委員会からの意見を踏まえ、留置施設の運営の改善を図っています。

また、警視總監、道府県警察本部長及び方面本部長（以下「警察本部長」といいます。）は、委員会からの意見及びこれを受けて警察が講じた措置の概要を公表することとされています。

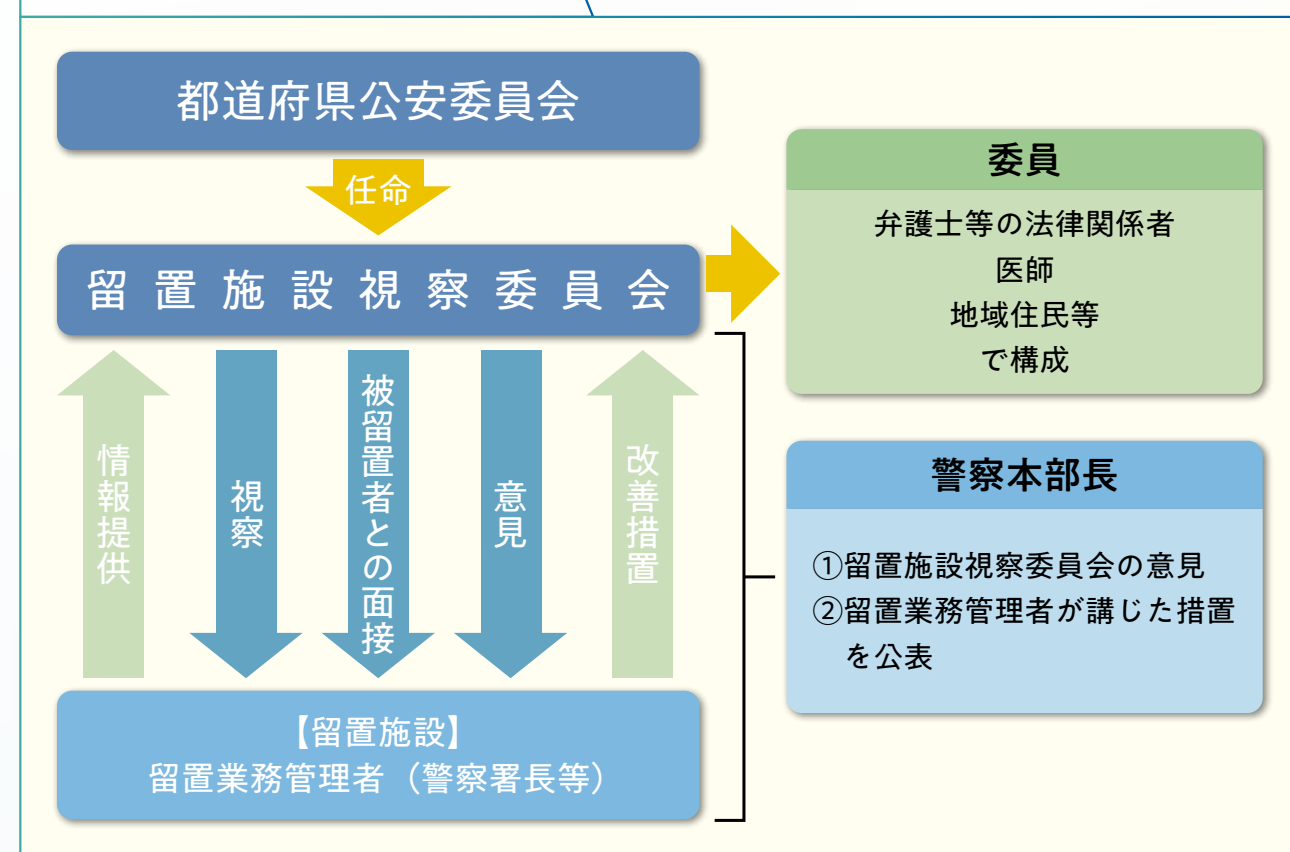


会議の様子



委員による視察の様子

図表 2 留置施設視察委員会制度の概要

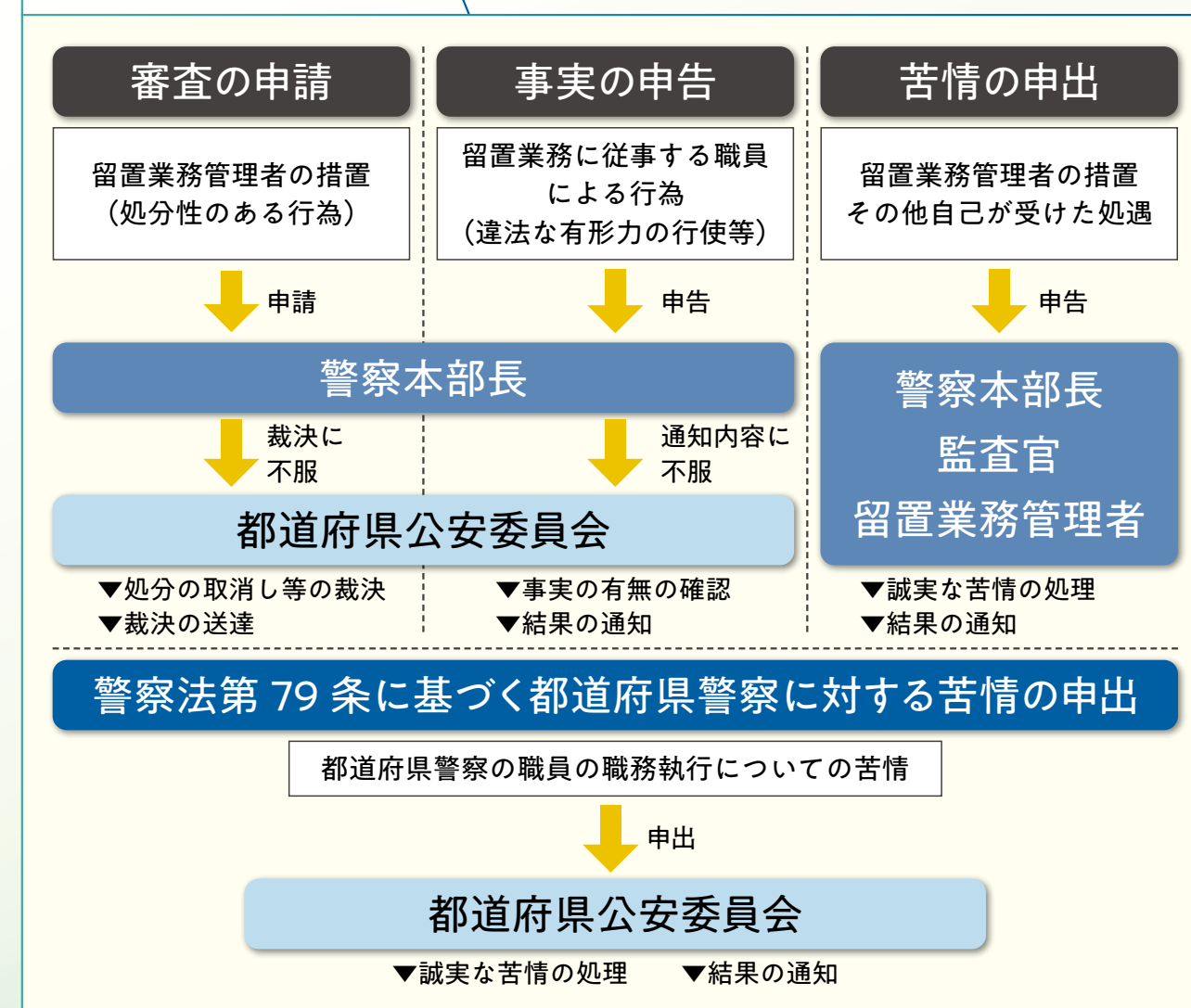


4 不服申立て制度の整備

刑事収容施設法では、留置施設における被留置者の不服申立て制度として、処分性のある行為に係る審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告、処遇全般に関する苦情の申出の3つの制度が設けられています。

審査の申請、事実の申告は、まず警察本部長に対して行われ、これに不服があるときに都道府県公安委員会に対し申し立てることになっています。苦情の申出については、警察本部長、警察本部長の指名により留置施設の実地監査をする監査官、留置業務管理者のいずれに対してもすることができ、警察法第 79 条に基づき都道府県公安委員会に対する苦情の申出をすることができます。

図表 3 不服申立て制度の概要



なお、都道府県公安委員会は、都道府県警察の民主的運営を保障するため、住民の良識を代表する合議制の機関として置かれ、第三者的な立場から、都道府県警察を管理するものです。

したがって、都道府県公安委員会の不服申立ての審査は、当然のことながら、第三者的な立場から客観的かつ公平に行われ、不服申立てに理由がある場合は、都道府県公安委員会が申請の対象である処分を取り消すなどの措置を執ります。

5 留置施設に対する巡察及び実地監査

警察庁では、刑事収容施設法（第19条）に基づき、被留置者の処遇を全国的に斉一にするため、毎年度全ての都道府県警察の留置施設に対し計画的な巡察を実施し、その実施状況については、毎年度、国家公安委員会に対して報告しています。都道府県警察では、巡察の結果等を踏まえて、留置施設の運営の改善を図っています。また、各都道府県警察本部の留置管理業務担当課は、刑事収容施設法（第18条）に基づき、毎年1回以上、管下の全ての留置施設の実地監査を行い、留置施設の適正な管理運営の確保と現場職員の指導に努めています。



警察庁職員による指導の様子



警察庁職員による巡察の様子

6 留置担当官等に対する教育及び指導

警察では、刑事収容施設法（第16条第2項）に基づき、留置担当官に対する人権教育をはじめ、必要な教育・指導を行っています。

(1) 教育

留置管理業務に関与する警察職員に対しては、留置管理業務の持つ重要性を踏まえ、その目的、被留置者の処遇、捜査と留置の分離の意義等について、あらゆる機会を通じて教育・指導を行っています。

警察官は、採用時や巡査部長・警部補・警部の各階級に昇任する際に警察学校で教育を受けますが、それぞれの課程で留置管理業務に関する教育を実施しています。



警察大学校における集合教育の様子



全国留置管理業務担当課長会議の様子

また、留置担当官に任命される警察官に対しては、専門的な知識を習得させるための教育を実施しています。

さらに、毎年、各都道府県警察本部の留置管理業務を担当する部署の幹部クラス（警視・警部）に対し、警察庁で集合教育を実施し、課長クラスの全国会議と併せて、全国で斉一のとれた適正な留置管理業務が推進されるように努めています。

(2) 指導

警察庁では、卓越した専門的な技能又は知識を有する警察職員を「警察庁指定広域技能指導官」として警察庁長官が指定しています。留置管理業務の分野でも広域技能指導官が指定されており、都道府県警察の枠組みを超え、各都道府県警察職員に対する実践的な指導や助言、警察学校における講義など、その専門的な技能・知識の伝承、指導・教育を実施しています。



広域技能指導官による都道府県警察に対する講義



広域技能指導官による都道府県警察に対する実践的指導

MEMO

国家公安委員会委員による留置施設の視察等

留置管理部門では、国家公安委員会委員が警察活動の現場を視察する際に、同委員による留置施設の視察や、同委員と若手留置担当官等の業務に関する意見交換が行われることがあります。



視察の様子



若手留置担当官等との意見交換の様子

第3 留置施設と被留置者の処遇等

1 留置施設と被留置者の処遇

留置施設における被留置者の生活については、逃走や罪証隠滅を防止するために必要な制約はありますが、良好な生活環境となるように常に留置施設の施設・設備の改善、整備に努めているほか、被留置者の人権について、次のような配慮を行っています。

【1日の生活(例)】

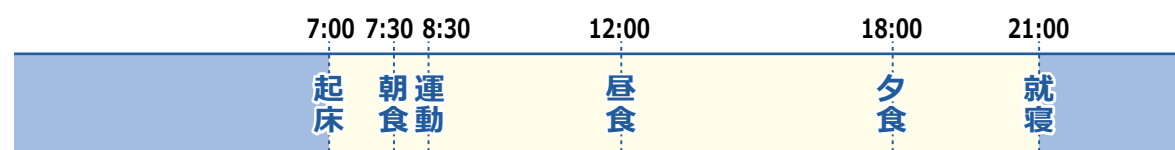


写真1 居室



写真2 身体検査室

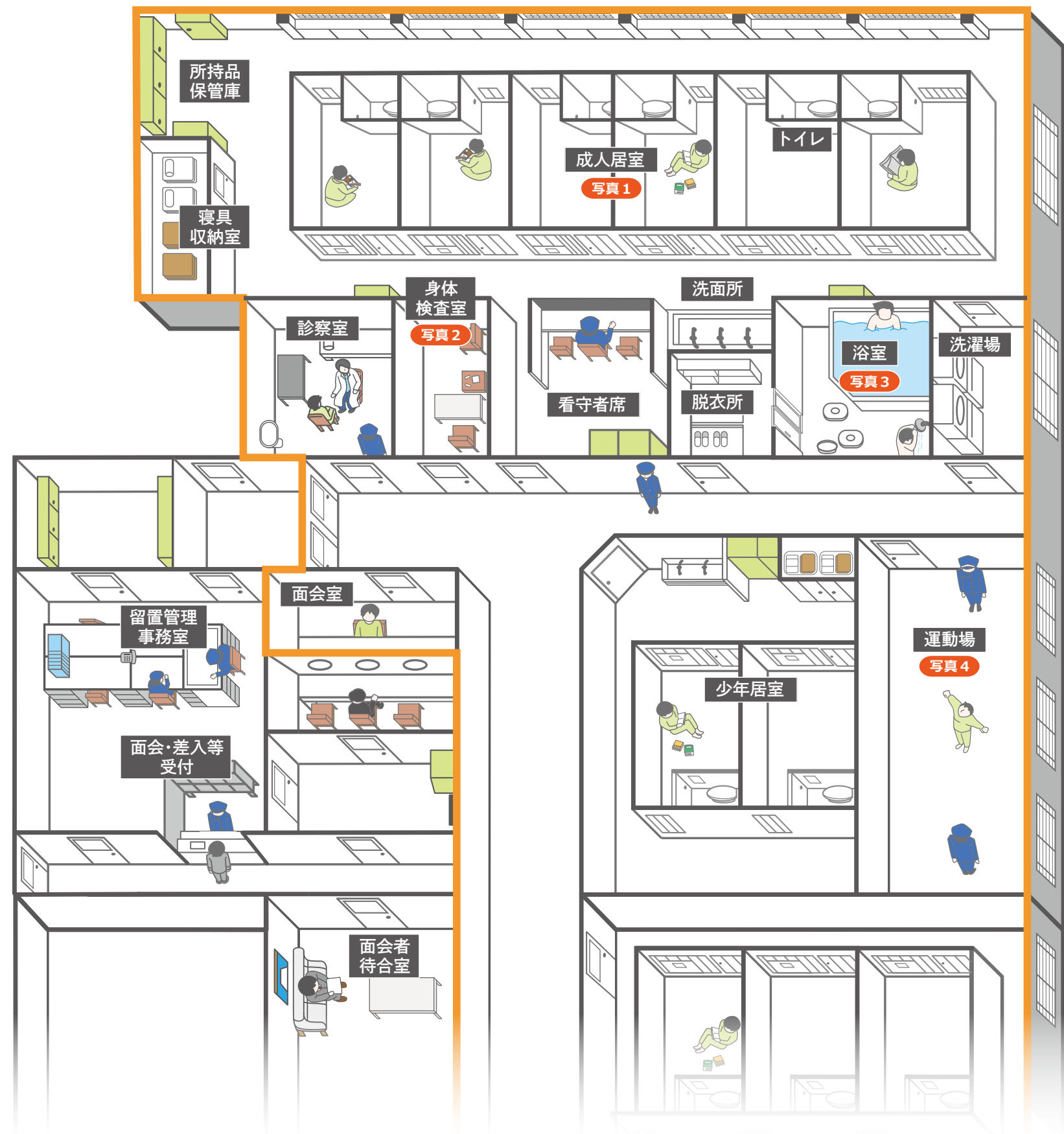


写真3 浴室



写真4 運動場

【留置施設の様子(例)】



（１）居室

留置施設の居室は、お互いの顔や姿が見えることのないよう並列に配置し、被留置者のプライバシーを保護するため居室前面の一部に不透明な板を設けているほか、留置施設内の風通しや採光に配慮するなど、被留置者の人権に配慮した設計を取り入れています。また、留置施設は冷暖房装置などにより 24 時間快適な温度が保たれており、布団カバーは新規入場の都度及び定期的に交換するほか、夜間は減光して、睡眠の支障とならないように配慮しています。



居室前通路



就寝する被留置者（模擬）

（２）日課

居室内での被留置者の行動は、他の被留置者の平穏に支障を及ぼしたり拘禁目的に反したりしない限り自由です。被留置者は、新聞や備付けの図書を閲覧することができるほか、差し入れられた図書や自己の負担で購入した図書を閲覧することもできます。

また、毎日一定の時間帯に、ニュース、音楽等のラジオ番組を聴取することができます。留置施設には、幅広い分野の主要な法令や条約を収録した六法全書が備え付けられており、閲覧することができます。



新聞を閲覧する被留置者（模擬）



備付けの図書（一例）

（３）食事

留置施設で支給する食事は、国民生活の実状等を勘案して十分なものであるように、資格のある栄養士が定期的に栄養のバランスをチェックするなど、健康に配慮した食事を提供しています。

また、被留置者は、官給の食事以外に、食事、菓子類、乳製品等を自己の負担で購入することができます。



支給される食事（一例）



支給される食事（一例）

（４）医療及び保健衛生

被留置者は、月2回、委嘱医師による定期健康診断を受けるほか、負傷、病気の場合は、速やかに留置施設外の病院等において適切な医療措置を公費で受けることができます。

また、被留置者は、自己の負担で特定の医師から治療を受けることも可能であり、留置施設に身柄を拘束されているために被留置者の健康が損なわれることがないよう、適切な医療上の措置が講じられています。

被留置者の健康を保持するため、被留置者は平日1日おおよそ 30 分の戸外での運動が可能です。

また、少なくとも5日に1回以上、原則として週2回以上の入浴ができます。

このほか、留置施設内では、感染症のまん延を防止するため、マスクの着用や消毒等を実施しています。



診察室



運動中の被留置者（模擬）

2 外部との交通

被留置者は、いつでも、留置担当官に弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定することにより、弁護人の選任を申し出ることができます。また、弁護士又は弁護士になろうとする者（以下「弁護士等」といいます。）とは、立会人なく面会することができるほか、逃走、罪証隠滅の防止等に支障がない範囲で、書類又は物の授受をすることができます。

被留置者と弁護士等との面会については、その重要性を踏まえ、休日や夜間でも、管理運営上支障があるときを除き、応じています。

家族等との面会や書類又は物の授受についても、裁判所が逃走や罪証隠滅を防止するために特に制限する場合を除き、原則として保障されています。



面会室（面会中の会話が室外に漏れない構造）



面会中の被留置者（模擬）

3 女性、少年、外国人被留置者への配慮

（1）女性、少年被留置者

警察では、女性被留置者に対してより適切な処遇を行うという観点から、女性被留置者のみを留置し、女性警察官が常時看守業務に従事する女性専用留置施設の設置を推進しています。また、留置施設への女性警察職員の配置を進めるなど、物的及び人的基盤の整備を進めています。

少年被留置者については、成人の被留置者とは別の区画に留置され、居室にいるときはもちろん、運動や出入場のために移動する際も、お互いに顔や姿が見えないように配慮しています。



女性専用留置施設で勤務する女性警察官



運動中の女性被留置者（模擬）

（2）外国人被留置者

外国人被留置者に対する処遇は、基本的には日本人被留置者と同様ですが、言語や宗教、食生活、生活習慣等の違いに配慮した適正な処遇に努めています。特に、留置施設への新規入場に際しては、複数の言語の告知書（留置の開始に際し、留置施設での処遇について説明するための書面）を用意するとともに、通訳人等を通じて被留置者の諸権利や留置施設内の起居動作の時間帯を知らせ、十分な意思疎通に努めているほか、食事、宗教活動等の面において、可能な限りそれぞれの習慣に従った処遇を行うように配慮しています。

さらに、領事関係に関するウィーン条約等の条約に従って、外国人の身柄を拘束したときは領事機関への通報が行われており、また、領事官は、派遣国の国民である被留置者と面会することができます。

4 留置施設内の規律、秩序を害する者への対処

留置施設では、

- 被留置者が留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき
- 被留置者が自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれがあるとき
- 被留置者が留置施設の設備、器具等を損壊するおそれがあるとき
- 被留置者に逃走のおそれがあるとき

などに限り、これらの危害の発生を防止するために、被留置者を保護室に収容し、あるいは、被留置者に捕縄、手錠、拘束衣又は防声具（以下「戒具」と総称します。）を使用することができます。これらの措置は、留置施設の規律及び秩序を害するおそれのある行為を制止するために行っており、捜査の目的や懲罰の目的のために行われることはありません。

また、被留置者の健康状態には十分に配慮しており、万一、保護室への収容や戒具の使用により被留置者が負傷した場合には、医師の診察を受けさせるなど必要な措置を執っており、負傷の有無にかかわらず、保護室に収容した場合や拘束衣、防声具を使用した場合には、留置業務管理者は、速やかに、被留置者の健康状態について医師の意見を聴いています。

なお、防声具については、保護室のない留置施設においてのみ使用が許されており、しかも、被留置者が留置担当官の制止に従わず大声を発し続けて、他の被留置者の睡眠を妨害するなど留置施設内の平穏な生活を乱し、かつ、防声具の使用以外にこれを抑止する手段がないときに限り、使用が認められています。また、使用時間は3時間に制限されています。

第4 資料編

留置施設に関する統計資料については、警察庁ホームページ内に掲載しています。

○ 警察庁ホームページ <https://www.npa.go.jp/>

